

資料48 自衛隊が行った国際平和協力活動

(2009. 3. 31現在)

(1) イラク人道復興支援特措法に基づく活動

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
陸上自衛隊	イラク南東部など	04.1～06.7	約600人	・医療、給水、公共設備の復旧整備など
	クウェートなど	06.6～06.9	約100人	・物品の後送に必要な業務
海上自衛隊	ヘルンシャ湾など	04.2.20～04.4.8	約330人	・陸自の現地での活動に必要な車両などの海上輸送
航空自衛隊	クウェートなど	03.12～09.2	約210人	・人道復興関連物資などの輸送

(2) テロ対策特措法に基づく協力支援活動など

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
海上自衛隊	インド洋	01.11～	約320人	・各国艦船への補給など
航空自衛隊	在日米軍基地など	07.11	—	・物品の輸送

(3) 補給支援特措法に基づく補給支援活動など

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
海上自衛隊	インド洋	08.1～	約330人	・各国艦船への補給など

(4) 国際平和協力業務

	派遣地	派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
国連カンボジア暫定機構 (UNTAC)	停戦監視要員	92.9～93.9	8人	16人	・集めた武器の保管状況の監視及び停戦遵守状況の監視 ・国境における停戦遵守状況の監視
	施設部隊	92.9～93.9	600人	1,200人	・道路、橋などの修理など ・UNTAC構成部門などに対する給油・給水 ・UNTAC構成部門などの要員に対する給食、宿泊又は作業のための施設の提供、医療
国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	司令部要員	93.5～95.1	5人	10人	・ONUMOZ司令部における中長期的な業務計画の立案並びに輸送の業務に関する企画及び調整
	輸送調整部隊	93.5～95.1	48人	144人	・輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的調整
ルワンダ難民救援	ルワンダ難民救援隊	94.9～12	260人	/	・医療、防疫、給水活動
	空輸派遣隊	94.9～12	118人		・ナイロビ(ケニア)とゴマ(旧ザイール、現コンゴ民主共和国)の間で、ルワンダ難民救援隊の隊員や補給物資などの航空輸送 ・能力上の余裕を活用して難民救援を実施している人道的な国際機関などの要員、物資の航空輸送
国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	司令部要員	96.2～09.2	2人	29人	・UNDOF司令部におけるUNDOFの活動に関する広報・予算の作成並びに輸送・整備などの業務に関する企画及び調整
		09.2～	3人		
	輸送部隊	96.2～	43人	1,161人	・食料品などの輸送 ・補給品倉庫における物資の保管、道路などの補修、重機材などの整備、消防、除雪
東ティモール避難民救援	空輸部隊	99.11～00.2	113人	/	・UNHCRのための援助物資の航空輸送 ・能力上の余裕を活用し、UNHCR関係者の航空輸送
アフガニスタン難民救援	空輸部隊	01.10	138人	/	・UNHCRのための援助物資の航空輸送
国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET) (02.5.20からは国連東ティモール支援団 (UNMISSET))	司令部要員	02.2～04.6	7人 (1次司令部要員は10人)	17人	・軍事部門司令部における施設業務の企画調整及び兵站業務の調整など
	施設部隊	02.3～04.6	405人 (1次隊及び2次隊は各680人、3次隊は522人)	2,287人	・PKO活動に必要な道路、橋などの維持・補修など ・ディリなど所在の他国部隊及び現地住民が使用する給水所の維持 ・民生支援業務
イラク難民救援	空輸部隊	03.3～4	50人	/	・UNHCRのための援助物資の航空輸送
イラク被災民救援	空輸部隊	03.7～8	98人	/	・イラク被災民救援のための物資などの航空輸送
国連ネパール政治ミッション (UNMIN)	軍事監視要員	07.3～	6人	18人	・マオイスト、ネパール国軍の武器・兵士の管理の監視など
国連スーダン・ミッション (UNMIS)	司令部要員	08.10～	2人	2人	・軍事部門の兵站全般に関するUNMIS部内の調整 ・データベースの管理

(注) 1 このほか、海上自衛隊(カンボジア、東ティモール)及び航空自衛隊(カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、アフガニスタン)の部隊が、輸送、補給面などでの支援活動を実施。

2 ルワンダ難民救援については、このほか先遣隊23名を派遣した。

(5) 国際緊急援助活動

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
ホンジュラス国際緊急援助活動 (ハリケーン災害)	医療部隊	98.11.13 ～12.9	80人		・ホンジュラス共和国における治療及び防疫活動
	空輸部隊		105人		・本邦からホンジュラスまでの間の医療部隊の装備品などの航空輸送 ・米国からホンジュラスまでの間の装備品などの航空輸送
トルコ国際緊急援助活動に 必要な物資輸送 (地震災害)	海上輸送部隊	99.9.23 ～11.22	426人		・トルコ共和国における国際緊急援助活動に必要な物資（仮設住宅）の海上輸送
インド国際緊急援助活動 (地震災害)	物資支援部隊	01.2.5 ～2.11	16人		・援助物資の引き渡し及び援助物資に関する技術指導
	空輸部隊		78人		・援助物資及び支援部隊などの輸送
イラン国際緊急援助活動 (地震災害)	空輸部隊	03.12.30 ～04.1.6	31人		・援助物資の航空輸送
タイ国際緊急援助活動 (地震・津波被害)	派遣海上部隊	04.12.28 ～05.1.1	590人		・タイ王国及びその周辺海域における被災者の捜索及び救助活動
インドネシア国際緊急援助活動 (地震・津波災害)	統合連絡調整所	05.1.6 ～05.3.23	22人		・国際緊急援助活動などに係る統合調整 ・国際緊急援助活動などに係る関係機関、外国軍隊などとの連絡調整
	医療・航空援助部隊		228人		・援助物資などの航空輸送 ・医療・防疫活動
	海上派遣部隊		593人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送 ・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の活動への支援 ・援助物資などの輸送
	空輸部隊		82人		・援助物資などの航空輸送
ロシア連邦カムチャッカ 半島沖国際緊急援助	海上派遣部隊	05.8.5 ～05.8.10	346人		・ロシア潜水艇の救助
パキスタン国際緊急援助 (地震災害)	航空援助隊	05.10.12 ～05.12.2	147人		・援助活動に関する航空輸送
	空輸部隊		114人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
インドネシア 国際緊急援助	医療援助隊	06.6.1 ～06.6.22	149人		・医療・防疫活動
	空輸部隊		85人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送

(注) 1 イラン国際緊急援助については、運航途中で機体に故障が発生したため、復旧要員を別途シンガポールに派遣。
2 インドネシア国際緊急援助の統合連絡調整所の人数には、陸・海・空各自衛隊から同調整所に派遣され業務を行った者（11名）も含む。

資料49 陸自部隊のイラク特措法に基づく活動及び成果

諸活動等	実施内容	実績	成果
医療活動 04年2月以降	○陸自派遣部隊の医官がサマーワ総合病院など4つの病院において、 ・現地人医師などに対し診断方法、治療方針についての指導・助言 ・わが国から供与された医療器材の使用法の指導・助言 ○ムサンナー県の救急車搭乗員に対する技術指導 ○医薬品倉庫における医薬品の管理に関する技術指導などの医療支援	医療技術指導 277回	★基礎医療基盤の整備により、サマーワ母子病院における分娩直後の新生児の死亡率が、わが国の支援前に比べ約1/3に改善したと言われている。 ★救急医療能力が向上
給水活動 04年3月以降	○サマーワ宿営地における浄水及び、給水車への配水 ODAにより宿営地近傍に設置した浄水設備が05年2月4日に稼働を開始したことに伴い、陸自派遣部隊による給水活動を終了	合計約53,500トン を給水 延べ約1,189万人分	★安定した清潔な水へのアクセスが可能
公共施設の復旧 整備活動 04年3月以降	○ムサンナー県内の学校の壁、床、電気配線などの補修	36校	★ムサンナー県内の約1/3の学校設備が整い教育環境が改善
	○現地住民が使用する生活道路の整地、舗装 ○その他施設の補修 ・診療所施設（PHC: Primary Health Center） ・サマーワの養護施設、低所得者用住居 ・フルカ浄水場、ルメイサ浄水場 ・ウルク遺跡、オリンピックスタジアムなどの文化施設	31カ所 66カ所	★生活に密着した主要な道路の整備により、利便性が向上 ★ムサンナー県民の生活、文化に潤い感を供与
現地雇用	○公共施設の復旧・整備に現地企業を活用 ○宿営地における通訳、ゴミ収集作業に現地住民を雇用	1日当たり最大で1,100名強の雇用を創出（延べ約49万人程度を雇用）	

資料50 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動に関する実施計画

平成20年1月16日
(最終変更：平成20年12月24日)

1. 基本方針

平成13年9月11日に米国において発生したテロリストによる攻撃は、米国のみならず人類全体に対する卑劣かつ許しがたい行為である。このテロ攻撃による脅威はいまだ除去されておらず、国際社会による「テロとの闘い」は継続している。「テロとの闘い」は、我が国を含む世界全体が連帯して取り組まなければならない国際社会の最重要課題の一つである。

我が国は、平成19年11月1日まで約6年間にわたり、旧平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成13年法律第113号）に基づく対応措置を実施してきたところであるが、「テロとの闘い」には持続的な国際的努力が必要であり、我が国としても、これを自らの問題と認識した上で、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与していくことが重要である。

このため、我が国は、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成20年法律第1号。以下「法」という。）に基づき、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対して、以下のとおり、補給支援活動を実施することとする。

2. 補給支援活動を実施する区域の指定に関する事項

防衛大臣は、補給支援活動を実施する区域を公海（インド洋（ペルシャ湾を含む。以下同じ。）及び我が国の領域とインド洋との間の航行に際して通過する海域に限り、海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）及びその上空並びに外国（インド洋又はその沿岸に所在する国及び我が国の領域とこれらの国との間の航行に際して寄港する地が所在する国に限る。）の領域に指定するに当たっては、当該活動が、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において実施されるよう、また、当該活動の安全が確保されるよう、諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。

3. 補給支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

1. (1) 規模及び構成

補給支援活動を補給艦及び護衛艦により行うための海上自衛隊の部隊（人員500名以内。ただし、部隊の交替を行う場合は1000名以内）

2. (2) 装備

1. ア 艦船

補給艦1隻及び護衛艦1隻（ただし、部隊の交替を行う場合は補給艦2隻以内及び護衛艦2隻以内）

2. イ その他

自衛隊員の健康及び安全の確保並びに補給支援活動に必要な装備（アに掲げるものを除く。）

3. (3) 派遣期間

平成20年1月16日から平成21年7月15日までの間

4. 自衛隊によるその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品の調達及び諸外国の軍隊等への譲与の実施に係る重要事項

補給支援活動として艦船及び艦船に搭載する回転翼航空機の燃料油並びに水の補給を行うため、政府は、当該燃料油等を調達し、法の趣旨を踏まえて、これを諸外国の軍隊等に譲与することとする。

5. 補給支援活動の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

補給支援活動を効果的に推進するため、内閣官房を中心に、関係行政機関の緊密な連絡調整を図るものとする。

6. その他補給支援活動の実施に関する重要事項

1. (1) 関係行政機関は、その所掌事務の遂行を通じて得られた、自衛隊の部隊等が補給支援活動を実施する地域及びその周辺における諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等に関する情報その他の補給支援活動の実施に必要な情報に関し、相互に緊密に連絡をとるものとする。

2. (2) 関係行政機関の長は、防衛大臣から、自衛隊の部隊等が補給支援活動を実施するために必要な技術、能力等を有する職員の派遣、所管に属する物品の管理換その他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において協力をを行うものとする。

3. (3) 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、補給支援活動の実施のため必要な協力をを行うものとする。

資料51 二国間防衛交流の主要実績（最近5年間）

(2004. 4. 1～2009. 6. 5)

国名	ハ イ レ ベ ル 交 流		防衛当局者の定期協議など
	往	来	
韓国	防衛大臣 (05.1)	国防部長官 (07.2、09.4)	日韓安保対話 (07.5、07.10、08.11) 日韓防衛実務者対話 (04.8、05.8、06.12、07.7、08.7) 日韓防衛実務者対話作業部会 (07.12、08.12)
	統幕長 (04.5、07.3)	合同参謀議長 (05.2、08.4)	
	陸幕長 (05.7)	陸軍参謀総長 (08.1)	
	海幕長 (08.10)	海軍参謀総長 (05.1、07.6)	
	空幕長 (04.6)	空軍参謀総長 (08.4)	
ロシア	防衛大臣 (06.1)	参謀総長 (06.10)	日露防衛当局間協議 (04.11、05.10、06.4、07.12、08.5) 日露安保協議 (08.4) 日露海上事故防止協定年次会合 (05.3、06.5、07.4、08.4、09.6) 日露共同作業グループ会合 (04.11、05.4、05.10、06.4、06.12、07.5、07.12、08.5、08.12)
	統幕長 (05.5、08.4)	地上軍総司令官 (08.3)	
	陸幕長 (06.5)		
	空幕長 (07.6)		
中国	防衛大臣 (09.3)	国防部長官 (07.8)	日中安保対話 (04.2、06.7、09.3)
	事務次官 (05.3、08.3)	副総参謀長 (04.10、09.2)	
	統幕長 (08.2)		
	空幕長 (04.4)		
東 南 ア ジ ア	○カンボジア 副大臣 (07.8)	副首相兼国防大臣 (08.3) 国防省長官 (09.3) 国軍司令官 (04.10)	
	○インドネシア 防衛大臣 (05.1、06.8) 防衛副大臣 (05.2) 政務官 (04.8) 統幕長 (05.2) 海幕長 (07.2)	国防次官 (06.11、09.3) 国軍司令官 (06.8、06.11) 海軍参謀長 (08.2)	日・インドネシアMM協議 (07.3)
	○ラオス	国防次官 (09.3)	
	○マレーシア 防衛大臣 (05.1) 政務官 (04.8) 事務次官 (08.1) 統幕長 (06.11)	国防大臣 (07.3)	日・マレーシアMM協議 (05.2)
	○フィリピン 防衛大臣 (05.5) 政務官 (09.5) 事務次官 (05.11) 空幕長 (08.5)	参謀総長 (04.10) 空軍司令官 (08.12)	日・フィリピンPM・MM協議 (05.2、06.4、07.12)
	○シンガポール 防衛大臣 (05.1、05.6、06.6、07.6、08.5、09.5) 統幕長 (07.6、08.5、09.5) 海幕長 (04.11)	国防大臣 (05.2、07.11) 副首相兼治安・防衛分野調整担当首相府相 (04.6) 国防次官 (08.4) 国軍司令官 (04.5、04.10) 海軍司令官 (05.8) 空軍司令官 (07.12)	日・シンガポールMM協議 (04.7、05.8、07.3、08.9)
	○タイ 防衛大臣 (07.1) 防衛副大臣 (05.2) 政務官 (08.5) 統幕長 (05.2) 陸幕長 (05.8) 空幕長 (05.2)	国軍最高司令官 (04.10、05.7、08.6) 空軍司令官 (05.7)	日・タイPM・MM協議 (06.3、07.10)
	○東ティモール 防衛副大臣 (04.5)	首相兼国防・治安大臣 (09.3) 国防担当国務長官 (09.2)	
	○ベトナム 政務官 (09.5) 陸幕長 (07.3)	国防次官 (09.6)	日・ベトナムPM・MM協議 (05.2、07.12、08.11)

国名	ハイレベル交流		防衛当局者の定期協議など
	往	来	
インド	防衛大臣 (07.8) 防衛副大臣 (05.5、07.8) 事務次官 (04.5) 統幕長 (05.9) 陸幕長 (06.3) 海幕長 (06.2) 空幕長 (06.4)	国防大臣 (06.5) 国防次官 (07.4) 陸軍参謀長 (07.4) 海軍参謀長 (05.10、08.8) 空軍参謀長 (04.7、07.1)	日・インドPM協議 (05.3、06.2、08.2、09.2) 日・インドMM協議 (05.3、06.2、08.2、09.2)
パキスタン	防衛大臣 (07.8) 統幕長 (05.9) 陸幕長 (06.3) 空幕長 (06.4)	統合参謀本部議長 (06.6) 空軍参謀長 (04.9)	日・パキスタンPM協議 (06.9、09.2) 日・パキスタンMM協議 (06.9、07.8、09.2)
オーストラリア	防衛大臣 (05.5) 事務次官 (04.9) 陸幕長 (07.8) 海幕長 (07.2) 空幕長 (05.11、08.5)	国防大臣 (07.6、08.12) 国防軍司令官 (04.10、07.6) 陸軍本部長 (07.3) 海軍本部長 (05.5、08.4) 空軍本部長 (06.9)	日豪PM協議 (06.8、08.2) 日豪MM協議 (05.9、06.5、06.8、07.5、08.9)
ニュージーランド	海幕長 (07.2) 空幕長 (05.11)	国防大臣 (05.6、06.10、08.5) 国防軍司令官 (04.10、08.3) 海軍司令官 (08.10) 空軍参謀総長 (04.9)	日・ニュージーランドMM協議 (05.12、06.5、07.10、08.12)
カナダ	空幕長 (06.11)	国防大臣 (06.9) 国防次官 (09.6) 海軍参謀長 (04.5) 空軍参謀長 (06.3)	日加PM協議 (05.3、08.11) 日加MM協議 (05.3、06.11、09.5)
英国	防衛大臣 (06.1) 陸幕長 (05.3) 海幕長 (05.6、09.5) 空幕長 (07.4)	国防大臣 (04.9) 陸軍参謀長 (05.9) 海軍参謀長 (07.1) 空軍参謀長 (04.9、05.10、08.3)	日英PM協議 (06.8、07.6) 日英MM協議 (06.2、07.6、08.10)
フランス	事務次官 (06.9) 海幕長 (05.6、09.5) 空幕長 (05.7)	国防大臣 (07.3) 国防事務総局長 (06.11、08.7) 陸軍参謀長 (05.1) 空軍参謀長 (04.9、08.6)	日仏PM・MM協議 (05.1、06.2、07.2、08.4、09.6)
ドイツ	防衛大臣 (09.2) 事務次官 (05.1)	国防大臣 (07.4) 陸軍総監 (09.3) 海軍総監 (05.12)	日独PM協議 (05.1、06.6、08.7) 日独MM協議 (05.1、06.6、08.7)

(注) PM協議は、局長、審議官クラスの外交、防衛当局者間の安全保障対話。

MM協議は、局長、審議官クラスの防衛当局者間の対話。

職名のうち、07.1.9以前の防衛大臣は防衛庁長官、防衛副大臣は防衛庁副長官、06.3.27以前の統幕長は統幕議長とそれぞれ読み替えて下さい。

資料52 多国間安全保障対話の主要実績 (アジア太平洋地域・最近5年間)

(2004. 4. 1～2009. 6. 5)

	項	目	実	績
アジア太平洋地域における 安保対話への参加	政府間	○ASEAN地域フォーラム (ARF)		
		・閣僚会合 ・高級事務レベル会合 (ARF・SOM) ・信頼醸成に関する会期間支援グループ (ARF・ISG)	(04.7、05.7、06.7、07.8、08.7) (04.5、05.5、06.5、07.5、08.5、09.5) (04.4、04.10、05.2、05.10、06.3、06.11、07.3、07.11、08.4、08.10、09.4)	
防衛省主催による	民間主催	・IISSアジア安全保障会議		(04.6、05.6、06.6、07.6、08.5、09.5)
		○アジア太平洋地域における共通の安全保障課題に関する防衛当局高級事務レベル会合 ○共通安全保障課題に関する東京セミナー ○アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム (東京ディフェンス・フォーラム) ○アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム分科会 (東京ディフェンス・フォーラム分科会) ○国際防衛学セミナー ○国際士官候補生会議	(09.3) (09.3) (04.10、05.6、06.10、07.9、08.10) (05.1、06.1、07.1、08.2) (04.7、05.7、06.7、07.7、08.7) (05.3、06.3、07.3、08.3、09.3)	

資料53 防衛省主催による多国間安全保障対話

安全保障対話		概 要	最近の状況	
防 衛 省	内部部局など	アジア太平洋地域における共通の安全保障課題に関する防衛当局高級事務レベル会合	防衛省の主催により、本年初めて開催し、ASEAN各国の防衛当局の高級事務レベルを招き、地域の安全保障上の課題について率直な対話を行い、緊密な人的関係を構築することを目的としている。	本年3月、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナムの参加を得て初めて開催し、人道支援・災害救援、海上の安全保障、平和維持・平和構築等地域の共通の安全保障上の課題について率直かつ建設的な意見交換を行った。
		第1回共通安全保障課題に関する東京セミナー	防衛省の主催により、本年初めて開催し、国内外の有識者の参加を得て、地域の共通の安全保障課題と地域協力の促進のための方策等をテーマとして広く一般に公開して開催されるセミナーであり、地域協力促進に向けてオープンな形で意見を交換する場としている。	本年3月、東南アジア諸国及び我が国の有識者及び防衛当局者を招き、①地域において共有し得る安全保障上の課題、②共通の課題に対する地域協力促進の方策、③地域協力における防衛当局の役割と対応について議論を行った。
		アジア太平洋地域防衛当局フォーラム(東京ディフェンス・フォーラム)	防衛省の主催により、96年から毎年開催し、アジア太平洋地域の防衛政策、防衛交流担当局長クラスの参加を得て、防衛面に焦点を当てた信頼醸成措置への取組などに関する意見を交換する場としている。	昨年10月、ARFメンバー25か国(日本を含む。)とEUのほか、ASEAN事務局、赤十字国際委員会(ICRC)、国連人道問題調整部(UNOCHA)の参加を得て、第13回フォーラムを開催し、「災害救援における国際協力のための取組」及び「各国の防衛政策」について意見交換を行った。最近の災害の経験を踏まえつつ、受入国と支援国との間の情報共有や調整について議論が行われた。
		アジア太平洋地域防衛当局フォーラム分科会(東京ディフェンス・フォーラム分科会)	防衛省の主催により、02年から毎年開催し、アジア太平洋地域の防衛政策、防衛交流担当課長(大佐)クラスの参加を得て、多様化する軍の役割などの防衛面に焦点を当てた信頼醸成措置への取組などに関する意見を交換する場としている。	昨年2月、ARFメンバー25か国(日本を含む。)とEUのほか、ASEAN事務局、赤十字国際委員会(ICRC)、国連人道問題調整部(OCHA)の参加を得て、第7回分科会が行われ、「平和構築に関するベストプラクティス参照ペーパー」「地域間協力和周辺諸国への影響」について意見交換を行った。参加者は、平和構築に関する地域的な能力構築及び国際協力へ向けた取組はARFを含む様々な国際的なフォーラムにおいて更に追求されるべきであること、最近の防衛交流が共通の安全保障の課題に対する実際的な協力の推進にも不可欠な役割を果たしている旨の認識を共有した。
主 催	陸上自衛隊	陸軍兵站実務者交流(MLST) Multilateral Logistics Staff Talks	陸自の主催により、97年度から毎年開催し、アジア太平洋地域及び欧州地域の主要国等から兵站実務者を招き、兵站体制に関する意見を交換する場としている。	昨年12月には、豪州、カナダ、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、タイ、米国の陸軍及び米国海兵隊の兵站実務者を招聘して、第12回陸軍兵站実務者交流を開催し、国際緊急援助活動における兵站協力をテーマとして意見交換を行った。
		指揮幕僚課程学生多国間セミナー	陸自の主催により、01年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの陸軍大学学生などの参加を得て、部隊訓練のあり方などに関する意見を交換する場としている。	昨年8月、アジア太平洋地域11か国の陸軍大学学生等の参加を得て、第8回指揮幕僚課程学生多国間セミナー(The 8th Army Command and General Staff College Seminar)を開催し、各国陸軍の国際平和協力活動への取り組みと国際平和協力活動を的確に遂行するための教育訓練の方策をテーマとして意見交換を行った。
		アジア・太平洋諸国海軍大学セミナー	海自の主催により、98年から毎年開催し、アジア太平洋諸国の海軍大学などから関係者の参加を得て、学校教育及び学校研究の資を得ること及びセミナー参加国との防衛交流及び相互理解の推進への寄与を目的に、海軍力の果たす役割などに関し、意見を交換する場としている。	本年2月、16か国からの参加者を得て、第12回のセミナーを開催し、「戦略環境等の変化を背景とした海軍大学等教育機関の対応」をテーマとして意見交換を行った。なお、省庁間協力の一環として、今回初めて海上保安庁から2名のオブザーバーの参加を得た。
	海上自衛隊	指揮幕僚課程学生多国間セミナー(西太平洋海軍シンポジウム次世代士官セミナー:WPNS-SONG) Western Pacific Naval Symposium Seminar for Officers of Next Generation	海自の主催により、00年から毎年開催し、アジア太平洋地域の各国若手海軍軍人の参加を得て、参加者相互の理解を促進すること及び参加各国軍人に海自の現状及び日本の歴史、文化等についての認識を深めさせることを目的に、地域安全保障や海軍におけるリーダーシップなどに関し、意見を交換する場としている。	昨年10月、21か国の若手海軍軍人の参加を得て、第8回のセミナーを開催し、「海軍におけるリーダーシップの在り方及びその研鑽についての方策」及び「アジア太平洋地域の海洋をめぐる各国の安全保障に関する情勢認識」をテーマとして、意見交換を行った。なお、第3回以降は、西太平洋シンポジウム(WPNS)の枠組みで実施するプログラムとして、WPNS次世代士官セミナーと呼称している。

安全保障対話		概 要	最近の状況
防	航空自衛隊	国際航空防衛教育セミナー	昨年11月、6か国を招聘し、第13回目のセミナーを開催し、「新時代における幹部教育について」をメインテーマとして意見交換を行った。
		指揮幕僚課程学生多国間セミナー	昨年10月、アジア太平洋地域9か国の空軍大学学生等の参加を得て第8回セミナーを開催し、「安全保障環境の変化に伴う各国空軍の取り組み」をテーマとして意見交換を行った。
衛	防衛大学校	国際防衛学セミナー	昨年7月、13か国を招聘し、第13回目のセミナーを開催し、「国際安全保障における軍事の役割の拡大と教育」をテーマとして意見交換を行った。
		国際士官候補生会議	本年3月、16か国を招聘し、第12回目の会議を開催し、「21世紀の国際安全保障情勢とその変容」をテーマとして意見交換を行った。
主	防衛研究所	安全保障国際シンポジウム	本年2月、米国、英国、豪州、ドイツ、フランス及び国内から著名な研究者を招き、「平和構築と軍事組織～21世紀の紛争処理のあり方を求めて～」を主題として意見交換を行った。
		国際安全保障コロキウム	本年2月、米国、英国、豪州、ドイツ、フランスの研究社を招くとともに、国内の専門家を交えて、「安定化作戦と同盟国の貢献」「治安部門改革（SSR）支援への同盟国の貢献」を議題として意見交換を行った。
		戦争史研究国際フォーラム	昨年9月、米国、英国、豪州、中国、オランダ及び国内の研究者を招き、「太平洋戦争と連合国の対日戦略～開戦経緯を中心として～」を議題として意見交換を行った。

資料54 その他の国家間安全保障対話など

その他の多国間対話など		概 要	
政 府 主 催	内部部 局など	アジア太平洋防衛分析会議 (AMORS) Asia-Pacific Military Operations Research Symposium	参加国の持ち回り開催により、アジア太平洋諸国が参加して防衛オペレーションズ・リサーチ技法に関する情報交換などを行う場である。93年の第2回から参加している。
	統合幕 僚監部	アジア・太平洋諸国参謀総長等会議 (CHOD) Asia-Pacific Chief of Defense Conference	米国の主催又は参加国の持ち回り共催により毎年開催され、アジア太平洋諸国の参謀総長などが安全保障分野における意見交換を行う場である。98年の第1回から参加している。
		アジア・太平洋地域後方補給セミナー (PASOLS) Pacific Area Senior Officer Logistics Seminar	米国と会員国の持ち回り共催により、アジア太平洋地域諸国が参加して後方支援活動に関する情報交換などを行う場である。正式会員国としては95年の第24回から参加している。07年の第36回セミナーは、わが国において28か国および2国際機関の参加を得て開催された。
	陸 上 自衛隊	太平洋地域陸軍参謀総長等会議 (PACC) Pacific Armies Chiefs Conference	米国と参加国の持ち回り共催により、PAMS開催に合わせて隔年ごとに開催される太平洋地域の各陸軍参謀総長などの意見交換の場である。99年の第1回から参加している。09年の代代会議は日本において開催予定である。
		太平洋地域陸軍管理セミナー (PAMS) Pacific Armies Management Seminar	米国と参加国の持ち回り共催により、アジア太平洋地域の各国陸軍が地上部隊を育成するための効率的で経済的な管理技法に関して情報交換を行う場である。93年の第17回から参加している。09年の第33回会議は日本においてPACCと同時に開催する予定である。
	海 上 自衛隊	国際シーパワーシンポジウム (ISS) International Sea power Symposium	米国の主催により隔年ごとに開催され、各国海軍参謀総長などが海軍の共通の課題について意見交換を行う場である。69年の第1回から参加している。
		西太平洋海軍シンポジウム (WPNS) Western Pacific Naval Symposium	参加国の持ち回り開催により、ISSの行われないう年に西太平洋諸国の海軍参謀総長などが意見交換を行う場である。90年の第2回から参加している。
		西太平洋国際掃海セミナー International MCM Seminar	WPNS参加国の持ち回り開催により、西太平洋掃海訓練が行われないう年に、掃海に関して意見交換を行う場である。00年の第1回から参加している。昨年は、10月に海自主催で横須賀においてセミナーを実施した。
		アジア太平洋潜水艦会議 Asia Pacific Submarine Conference	米国の主催または、アジア太平洋地域の参加国の持ち回り開催により主催され、潜水艦救難等を中心に意見交換を行う場である。01年の第1回から参加しており、06年10月には海自主催で実施した。
	航 空 自衛隊	太平洋地域空軍参謀総長等会議 (PACC) Pacific Air Chiefs Conference	米国の主催により隔年ごとに開催され、各国空軍参謀総長などが共通の課題について意見交換を行う場である。89年の第1回から参加している。
環太平洋空軍シンポジウム PACRIM Airpower Symposium		米国と参加国の持ち回り共催により毎年開催(96年及び97年は2回開催)され、環太平洋地域の空軍作戦部長が意見交換を行う場である。95年の第1回から参加している。	
民 間 主 催	アジア安全保障会議	英国の国際戦略研究所の主催により、02年から開催され、アジア太平洋地域などの国防大臣などの参加を得て、地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場であり、02年の第1回から参加している。	
	ミュンヘン安全保障会議	62(昭和37)年に発足した欧米における安全保障に関する最も権威ある国際会議の一つであり、開催国のドイツを始め、米、英、仏等のNATO諸国、露、中東欧諸国の閣僚、国会議員、国防当局幹部等、各国要人が出席しており、本年の第45回に我が国の防衛大臣が初めて参加した。	
	北東アジア協力ダイアログ (NEACD) The Northeast Asia Cooperation Dialogue	米カリフォルニア大学サンディエゴ校の世界紛争・協力研究所 (IGCC) が中心となり、参加国 (中国、北朝鮮、日本、韓国、ロシアおよび米国) から民間研究者や政府関係者が参加して、この地域の安全保障情勢や信頼醸成措置などについて自由に意見交換を行う場である。93年の第1回から参加している。	

資料編

資料55 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など（核兵器）

区 分	条約など	概 要（目的など）
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約	核兵器不拡散条約 (NPT: Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons) (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ○核不拡散 米、露、英、仏、中の5か国を「核兵器国」と定め、それ以外の非核兵器国による核兵器の取得等を禁止 ○核軍縮 核兵器国が、核軍縮交渉を誠実に行う義務を規定 ○原子力の平和的利用 原子力の平和的利用は締約国の「奪い得ない権利」と規定するとともに（第4条1）、原子力の平和的利用の軍事技術への転用を防止するため、非核兵器国が国際原子力機関（IAEA: International Atomic Energy Agency）（注2）の保障措置を受諾する義務を規定（第3条） ○70（昭45）年発効 ○締約国 191か国
	包括的核実験禁止条約 (CTBT: Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty) (注3)	<ul style="list-style-type: none"> ○宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる空間における核兵器の実験的爆発および他の核爆発を禁止 ○署名国180か国 批准国148か国（発効要件国44か国のうち署名国41か国、批准国35か国） ○CTBT発効の要件である、特定の44か国すべての批准が必要とされる中で、一部の発効要件国の批准の見通しが立っておらず、条約は未発効
不拡散のための輸出管理体制	原子力供給国グループ (NSG: Nuclear Suppliers Group) (注4)	<ul style="list-style-type: none"> ○核兵器開発に使用されうる資機材・技術の輸出管理を通じて、核兵器の拡散を防止 ○78（昭53）年成立（74（昭49）年のインドの核実験を契機） ○参加国 45か国

- (注) 1 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/index.html>>参照
 2 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/atom/iaea/index.html>>参照
 3 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/ctbt/index.html>>参照
 4 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/nsg/index.html>>参照

資料56 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など（生物化学兵器）

(2009. 6. 5現在)

区 分	条約など	概 要（目的など）
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約	化学兵器禁止条約 (CWC: Chemical Weapons Convention) (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ○化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲、使用を禁止し、その廃棄を義務付けることにより化学兵器の廃絶を目指すものであり、その実効性を確保するために、厳格な検証制度を定めている。 ○CWCの発効に伴い、条約の定める検証措置などを行うため、オランダのハーグに化学兵器禁止機関（OPCW: Organization for the Prohibition of Chemical Weapons）が97年（平成9）に設立 ○97（平成9）年発効 ○締約国：188か国
	生物兵器禁止条約 (BWC: Biological Weapons Convention) (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ○生物兵器の開発、生産、貯蔵等を禁止するとともに、既に保有されている生物兵器を廃棄することを目的とする。 ○75（昭50）年発効 ○締約国：163か国
不拡散のための輸出管理体制	オーストラリア・グループ (AG: Australia Group) (注3)	<ul style="list-style-type: none"> ○生物・化学兵器の原材料、製造設備、関連技術の輸出規制を通じて、生物・化学兵器の拡散防止を行っている。 ○85（昭60）年発効 ○参加国：41か国

- (注) 1 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/cwc/index.html>>参照
 2 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/bwc/index.html>>参照
 3 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/ag/index.html>>参照

資料57 国際機関への防衛省職員の派遣実績（最近5年間）

派 遣 期 間	派 遣 機 関 名	派 遣 実 績
97.6.9～02.6.30、04.8.1～07.8.1	化学兵器禁止機関（OPCW） 査察局長（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（将補）※
02.10.1～07.6.30	化学兵器禁止機関（OPCW） 査察局運用・計画部長（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（1佐）
05.7.11～09.7.11	化学兵器禁止機関（OPCW） 査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（3佐）
09.1.9～	化学兵器禁止機関（OPCW） 査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（3佐）
03.3.10～05.3.9	国連監視検証査察委員会（UNMOVIC） 本部分析・評価局分析官（ニューヨーク）	航空自衛官1名（2佐）
02.12.2～05.6.1	国連平和維持活動局（国連PKO局） 軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
05.11.28～08.11.27	国連平和維持活動局（国連PKO局） 軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）

※OPCW査察局長については、07.8.1付での自衛官退官後も引き続き勤務中。

資料58 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など（運搬手段（ミサイル））

区 分	条約など	概 要
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (HCOC: Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation) (注1)	○弾道ミサイルの拡散防止、弾道ミサイルの実験・開発・配備の自制などの原則と信頼醸成のための措置を主な内容とした政治的合意 ○02（平成14）年採択 ○参加国 130か国
不拡散のための輸出管理体制	ミサイル技術管理レジーム (MTCR: Missile Technology Control Regime) (注2)	○大量破壊兵器の運搬手段となるミサイルおよびその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出を規制。 ○87（昭62）年設立 ○参加国 34か国

(注) 1 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mtcr/index.html>>参照
2 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mtcr/mtr.html>>参照

資料59 特定の通常兵器の軍備管理関連条約など

区 分	条約など	概 要
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW: Convention on prohibitions or restrictions on the use of Certain conventional Weapons which may be deemed to be excessively injurious or to have indiscriminate effects) (注1)	○附属議定書Ⅰ：検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書 締約国107か国 附属議定書Ⅱ：地雷、ブービートラップ及び他の類いの装置の使用禁止又は制限に関する議定書 締約国92か国 改正附属議定書Ⅱ：地雷、ブービートラップ等の使用禁止又は制限に関する議定書 締約国92か国 附属議定書Ⅲ：焼夷兵器の使用禁止又は制限に関する議定書 締約国103か国 附属議定書Ⅳ：失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書 締約国94か国 附属議定書Ⅴ：爆発性戦争残存物に関する議定書 締約国59か国 日本は、Ⅰ～Ⅴまでの附属議定書を締約 (締約国は、6月5日現在) ○83（昭58）年発効 ○締約国 109か国
	対人地雷禁止条約（オタワ条約） (注2)	○対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止し、貯蔵地雷の4年以内の廃棄、埋設地雷の10年以内の除去等を義務付けるとともに、地雷除去、犠牲者支援についての国際協力・援助等を規定 ○99（平成11）年発効 ○締約国 156か国
	小型武器の非合法取引規制	国連を中心に小型武器の非合法取引の規制や過剰蓄積の削減の方途について検討中
	国連軍備登録制度	軍備の透明性の向上をねらいとして、わが国がEC（European Community）諸国（当時）などとともに提案し、92（平成4）年に発足した。各国は、7種類の装備品（注3）について、その年間輸出入数量、輸出入先などを国連に登録することとなっている。
	クラスター弾に関する条約	○クラスター弾の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止し、貯蔵クラスター弾の原則8年以内の廃棄、クラスター弾残存物等の原則10年以内の除去等を義務付けるとともに、クラスター弾除去、犠牲者支援についての国際協力・援助等を規定。 ○署名国96か国、批准国8か国（09（平成21）年6月現在、未発効）
不拡散のための輸出管理体制	ワッセナー・アレンジメント (注4)	○以下の点を目的とした国際的輸出管理レジーム (1) 通常兵器および機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大およびより責任ある管理を実現し、それらの過度の蓄積を防止することにより、地域および国際社会の安全と安定に寄与 (2) グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリスト・グループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止 ○96（平成8）年に設立 ○参加国 40か国

(注) 1 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/ccw/ccw.html>>参照
2 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/mine/index.html>>参照
3 7種類の装備品：①戦車、②装甲戦闘車両、③大口徑火砲システム、④戦闘用航空機、⑤攻撃ヘリコプター、⑥軍用艦艇、⑦ミサイルとミサイル発射装置。また、03（平成15）年行われた制度見直しにより携帯式地对空ミサイル（MANPADS）が「ミサイルとミサイル発射装置」のサブカテゴリー（小項目）として追加登録された。
4 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/wa/index.html>>参照